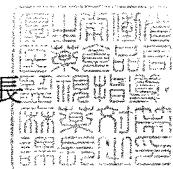


薬食監麻発0913第5号
平成25年9月13日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿



厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



γ-ブチロラクトンの販売時における使用目的の確認等について

先般、薬局の店舗において購入したと思われるγ-ブチロラクトン及び水酸化ナトリウムを用いて麻薬である4-ヒドロキシ酪酸（別名GHB）を密造した疑いのある事案が発生したところです。

このような事案の再発を防止するため、薬局等販売業者において、γ-ブチロラクトン（以下「当該物質」という。）の販売の際、下記の点にご留意していただきたいと思いますので、貴管下関係業者に対する周知方よろしくお願ひします。

また、各都道府県薬務主管課に対して下記2に係る情報が提供された場合は、当課までその旨のご連絡を頂くと共に、管轄の地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）又は警察本部薬物対策担当課とその後の対応を協議する等してご対応頂くようお願いします。

なお、警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長より当職あて別添写し「γ-ブチロラクトンを販売している薬局開設者等に対する協力要請に関する依頼について」（平成25年9月13日付警察庁丁薬銃発第197号）のとおり依頼がありましたことを申し添えます。

記

- 1 当該物質の購入を希望する者に対し、使用目的を確認すること。
- 2 1の結果、使用目的が不自然である、又は説明を拒否するなど購入希望者の言動等に不審な点が認められるときは、販売状況（販売の有無、販売した場合は販売年月日、販売数量、使用目的等）及び把握した購入希望者に関する情報（氏名、連絡先（住所、電話番号等）、特徴、車両ナンバー等）について、各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）、都道府県薬務主管課、都道府県警察本部薬物対策担当課又は最寄りの警察署へ情報提供すること。



警察庁丁薬銃発第197号

平成25年9月13日

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長



γ-ブチロラクトンを販売している薬局開設者等に対する協力要請に関する依頼について

先般、警視庁において、γ-ブチロラクトン及び水酸化ナトリウムを薬局で購入し、その物質を用いて麻薬である4-ヒドロキシ酪酸（別名「GHB」）を製造し、所持していた男性を、麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕したところであります。

薬物乱用問題は治安の根幹を揺るがすものであり、その供給源の一つである同種密造事案に対しては、取締りの強化とともに、抑止のための対策を講じることにより、絶無を期すことが重要であります。

つきましては、こうした趣旨をご理解いただき、今後の同種密造事案の防止に資するため、4-ヒドロキシ酪酸の製造に不可欠なγ-ブチロラクトンを販売する道府県及び保健所設置市の衛生主管部局の所管に係る薬局開設者等の関係事業者において当該物質を販売する際には、下記の点にご理解いただき、その周知、指導方についてご協力をお願い致します。

なお、東京都の衛生主管部局については、本年7月23日、警視庁組織犯罪対策部長から東京都福祉保健局健康安全部長に対して依頼を済ませていることを申し添えます。

記

- 1 当該物質の購入を希望する者に対し、使用目的を確認すること。
- 2 1の場合にあって、使用目的が不自然である、又は説明を拒否するなど購入希望者の言動等に不審な点が認められるときは、販売状況（販売の有無、販売した場合は販売年月日、販売数量、使用目的）及び把握した購入希望者に関する情報（住所、氏名、電話番号、特徴、車両ナンバー等）を警察本部薬物対策担当課又は最寄りの警察署へ情報提供すること。

